宮崎日日新聞「くらしの相談」（令和 8 年 10 月 22 日）掲載

○　叔母の古い郵便貯金の通帳を無くしているが、どうすればよいか。

【問】

相談者の叔母が高齢であり、親族で今後の財産管理を進めているが、古い郵便貯金の通帳を紛失していることが分かった。どうすればよいか。

【回答】

相談を受けた行政相談委員は、郵政管理・支援機構が発行するチラシを渡して払戻し手続の説明を行い、詳しくは郵便局に相談するよう助言しました。

同機構では、郵政民営化前の定期性の郵便貯金は満期後 20 年 2 か月経過すると権利消滅の扱いとなること、そして権利消滅の扱いとなった場合でも払戻しの請求を行うことが可能で、真にやむを得ない事情があったと認められた場合は払い戻されること、また通帳等の所在が不明の場合でも郵便貯金を持っていることが確認できれば手続が可能であることを案内しています。

詳しくは、郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行の窓口にご相談ください。